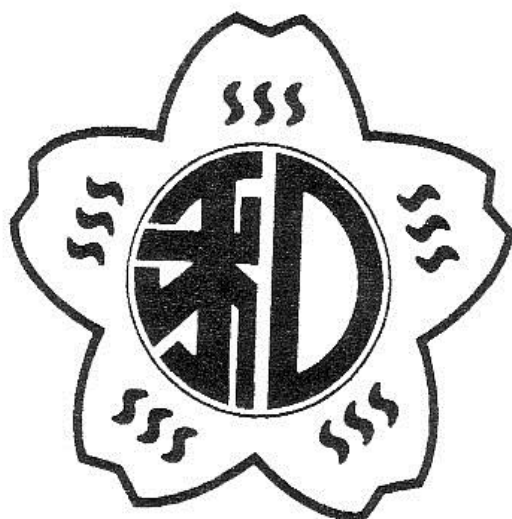


令和元年度
学校いじめ防止基本方針



七尾市立和倉小学校

令和元年度 学校いじめ防止基本方針

七尾市立和倉小学校

I. いじめに関する基本的考え方及びいじめ防止の学校目標

0 いじめの定義（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関との連携のもと、いじめに向かわせないための「未然防止」・「早期的・積極的発見」・「早期的・積極的対応」・「組織的対応」等に全力で取り組む。

2 いじめ防止の学校目標

- 道徳教育・体験活動等の充実を図り、いじめに向かわない態度・能力の育成を推進する。
- 一人一人が協力し助け合う学級づくりに努め、いじめの未然防止へとつなげる。
- 学校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校づくり」を推進する。
- いじめの「未然防止」・「早期的・積極的発見」・「早期的・積極的対応」に向けて、常に情報収集と情報交換を図り、平時からいじめ問題に備える。
- いじめ問題に組織的に対応し、児童が安心して学ぶことができる環境を整える。
- 実践的な職員研修の場を設定し、全教職員が生徒指導の専門的技術を身につける体制をつくる。
- PTAや関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりを推進する。

II. 各担当行動計画

1. 未然防止対策について

(1) 未然防止のための取組

①わかる授業づくりの推進

- 「わかった・できた・使えた」が実感でき、児童一人一人が成就感や満足感をもてる授業の実践に努める。
- 学習の場における積極的な生徒指導（生徒指導の3つの視点：自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）に取り組む。

②道徳教育や人権教育等の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- いじめに関する資料に基づいた「考え、議論する道徳」の推進をする。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育む。

③規範意識の育成

- 生活や学習の規律を定着させることで、規範意識を醸成させるとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。
- 問題行動への毅然とした対処による責任と義務の指導を行う。

④自己有用感や自己肯定感を育む取組の充実

- 異学年集団活動の縦割り班活動を日常的な活動や行事等で取り入れ、「お世話される体験」と、成長した後に「お世話する体験」の両方を経験し、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲などを培う。
- 地域の先生による太鼓教室や大正琴教室等を実施し、幅広い大人から認められているという思いを味わうことができるようにする。
- 「あいさつ名人」等、子ども達が進んでチャレンジし、達成できる活動を設定し、自己肯定感を高める。

⑤児童会などが中心となる取組の充実

- いじめに関する標語コンクールを実施し、全校児童が、必ず「いじめゼロ」について考える（低学年は保護者と一緒に作る）。
- 「いじめ防止集会」を開催し、「いじめゼロ宣言」などを採択する。
- 「あいさつ運動」を児童会が中心になって行う。縦割り班、学級などを単位とし、玄関であいさつを交わし合う。今年度のあいさつテーマを「思いやりあいさつ」とし、立ち止まり、顔と顔を見合わせ、礼をしながらあいさつし合う。
- 友だちの良いところ、友だちからしてもらってうれしかったことをメッセージに書いて伝える「ありがとうの木」を設置し、お互いの良さを認め合う。

⑥感動体験や体験活動を取り入れた取組の充実

- 音楽鑑賞や美術鑑賞等、友だちと感動を共有できる体験を行うことで、豊かな心を培う。
- 地域の高齢者を学校に招く「ふれあい集会」を実施し、お年寄りの世話をしたり、おもてなしをしたりすることで、他人を思いやる心や、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- 特別養護老人ホームや子ども園を定期的に訪問し、自分より弱い人たちと関わることで、温かい心を培う。
- 地域の方のお世話による野菜作りや米作り等を実施し、感謝の心を育む。

⑦家庭や地域と連携した取組

- 「いじめアンケート」の調査結果を保護者や地域に周知するとともに、地域全体でいじめ問題に取り組む機運を高める。
- 「ホッとネット大作戦」を実施し、「ネットいじめ」の事例などをもとに、いじめ問題に対する理解を深めるとともに、家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。
- 市内統一のいじめ調査を7月、12月、2月に保護者に向け実施する。

- 学校内にいじめ問題に関する相談窓口（教頭）を設置し、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時や放課後の遊びの様子を教えていただく体制を構築する。
- 地区民生委員・主任児童委員の方に、定期的(月に1回)に学校に訪問していただき、授業や休み時間の子ども達の様子を参観してもらい、共に育てる意識を構築する。

⑧情報モラルに関する指導

- 情報モラルリテラシーの指導やネットいじめの現状把握と指導を行う。

⑨いじめ対応アドバイザーの活用

- 「いじめ問題対策チーム」に対する指導・助言をしていただく。
- いじめ問題に関する研修会に講師として招聘する。

⑩相談箱（意見箱）、相談窓口の設置

- 相談箱を職員室前、保健室前に設置し、児童が話し相手を選んで、悩みを相談できるようにする。
- 教育相談、養護教諭を相談窓口として設置し、児童が何でも相談できるようにする。

(2) 各担当の行動内容

《生徒指導主事》

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・昼休みなど休み時間の校内見回りや、放課後の校区巡回等において、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。
- ・学校、家庭、地域が一体となった指導を進めるため、関係機関・団体との連携を積極的に進める。

《特別支援教育コーディネーター》

- ・校内の生徒指導体制との連携など、総合的に児童生徒への対応を図る。学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役といった役割を担う。

《学級担任及び級外》

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・授業中に言葉をかけたり、休み時間に一緒に遊んだりするなど、可能な限り子どもたちと積極的にふれ合うようにする。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- ・子どもや保護者からの相談や訴えについては、どんな些細なことでも誠意をもって対応する。

《養護教諭》

- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何かが違うと感じたときは、その機会をとらえ、悩みを聞く。
- ・学級担任が気付きにくい子どもの様々な問題の把握に努め、「心の居場所」づくりを進める。

《教育相談コーディネーター》

- ・スクールカウンセラーとの連絡・調整を行う。
- ・気になる事例把握のための会議を開催する。

《管理職》

- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

2. いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、子どもの些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守っていく。

(1) 小さなサインを見逃さない取組

- ・日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・生活ノートや日記などを活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 児童向け定期的なアンケート調査の実施

- ・毎月いじめアンケート調査を実施する。
- ・学期に1回（5月，10月，1月）は詳しいアンケートを実施する。
- ・アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所、記名の有無などを工夫し、児童にとっていじめを訴えやすい体制を整える。

(3) 教育相談の充実

- ・5月，10月，1月を「個人面談週間」とし、アンケート調査をもとに、全児童への面談を実施する。

- ・児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・児童及び保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整える。

3. いじめ問題発生時について

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭に、いじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

(1) いじめられている子どもへの対応

- ①いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安心安全を確保するための具体的な対応を講じる。
- ②上記の姿勢及び今後の対応（いじめ事案からの救出と関係性や学校生活の回復）の見通しを当該児童に伝える。
- ③教職員の相談担当を伝え、安心につなげる。
- ④決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを伝える。
- ⑤いじめの事実関係を正しく把握する過程の中で、冷静に子どもの気持ちを十分に受容し、共感的に受け止め、心の安定につながるようにする。
- ⑥いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑦子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信をもたせる。
- ⑧いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ⑨心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が見られた場合は、市教育委員会に報告し、指示を受ける。

(2) いじめられている子どもの保護者への対応

- ①いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ②家庭訪問をしたり来校を求めたりして、話し合いの機会を早急にもつ。
その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(3) いじめている子どもへの対応

- ①まず、いじめられた児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ②当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

(4) いじめている子どもの保護者への対応

- ①いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付けさせる。
- ②教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

4. いじめの解消について

いじめは単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の二つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し、「いじめ問題対策チーム」で判断し、市教育委員会の確認を適宜得ることとする。

(1) 解決の要件

①いじめに係る行動が止んでいること

被害児童に対する、心理的・物理的な影響を受けていない状態が少なくとも3か月は続

いていること。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要される場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。

(2) 解消後の見守りの重要性

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

5. インターネット上のいじめへの対応

携帯電話やスマートフォンなど無線 LAN を利用してインターネットに繋がる電子情報端末機器の普及に伴い、安易にインターネット接続できる環境が拡大しており、児童にとっては、これまで以上に莫大な情報に接する機会が増えてきている。また、こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、インターネット上のいじめ未然防止に努めていく。さらに、児童に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進めていく。

(1) インターネット上のいじめの特徴について

- ①不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短時間で極めて深刻なものになる。
- ②一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- ③匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ④インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ⑤インターネット上に一度流出した個人情報等は、複写が容易であることから回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ⑥保護者や教師等の身近な大人が、子供の携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。

- ⑦子供の利用しているサイト等を詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ⑧パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、メール等を利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ⑨グループチャット機能のあるアプリにおいては、グループから外されるという行為が散見される

(2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見について

- ①児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ②教職員が、インターネット上のいじめについて理解するとともに、保護者においても理解を求めていく。
- ③インターネット利用に関する親子のルール作りや児童生徒同士のルール作りを推進する。
- ④児童が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童が相談しやすい環境を作るとともに、例えば法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付などの関係機関の取組についても周知する。
- ⑤保護者は、防犯・防災その他特別な目的のために使用する場合を除き、小学生には携帯電話等を所持させないよう努めてもらう。
- ⑥保護者は、児童に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するよう努めてもらう。

(3) インターネット上のいじめの対応について

- ①インターネット上のいじめの対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。市教育委員会とともに、保護者や関係機関と連携して、迅速に対応していく。
- ②被害児童及び保護者の了解のもと、発見の経緯や書き込み者の心当たりの有無、他の児童の認知状況等を確認するなど事実確認を行う。
- ③インターネット上の不適切な書き込み等については、アドレスや内容を一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。書き込み者が特定できた場合は、当該者に書き込みを削除させる。特定できない場合は、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。

(削除依頼の手順については、「石川県いじめ防止基本方針」p 30に基づくものとする。)

- ④名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速や

かに削除を求めるなど必要な措置をとるとともに、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。

⑤児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに市教育委員会に報告を行うとともに、七尾警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑥書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害児童の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る。

6. 検証方法について

①学期毎のいじめ調査によっていじめの実態把握をするとともに、対象児童に関しては速やかに面談を行う。

②1学期、2学期にネットトラブルアンケートを5、6年に実施し、実態を把握する。

③年間2回、QUテストを行って各学級の間人間関係を探り、状況に応じた対策を実施する。

④各教科のいじめや人権に関する単元を拾い出し、学級毎に計画的に指導を行うことで未然防止へとつなげる。